

チコ労務管理事務所通信

精神障害の労災が最多に～令和元年度 「過労死等の労災補償状況」より

◆仕事が原因で精神疾患 労災申請・認定ともに最多

令和元年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。厚生労働省は、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、平成14年から、労災請求件数や労災保険給付を決定した支給決定件数などを年1回、取りまとめています。

本調査によれば、仕事が原因で精神疾患にかかり令和元年度（2019年度）に労災申請したのは2,060件、支給決定件数は509件となり、いずれも統計開始以降最多でした。

◆業種別では「医療・福祉」が最多

請求件数で見ると、業種別（大分類）では、「医療、福祉」426件、「製造業」352件、「卸売業、小売業」279件の順に多くなっており、支給決定件数で見ると、業種別（中分類）では、「社会保険・社会福祉・介護事業」が48件と最も多く、次いで「医療業」（30件）、「道路貨物運送業」（29件）と続きました。年齢別では、請求件数は「40～49歳」639件、「30～39歳」509件、「20～29歳」432件、支給決定件数は「40～49歳」170件、「30～39歳」132件、「20～29歳」116件の順に多くなっています。

◆パワハラ法制化による労災認定基準の改正

令和2年5月29日付けで精神障害の労災認定の基準が改正され、具体的出来事等に「パワーハラスメント」が追加されました。労災認定基準にパワハラの種類が新設されたことで、より早期にパワハラの問題が認識されることとなります。会社にとっては、一層パワハラ問題も意識した対策が必要になってくるでしょう。

◆新型コロナウイルス感染症の影響

また、現在新型コロナウイルスの流行により、治療



に当たる医療関係者はじめエッセンシャルワーカー等のメンタルヘルスの問題がたびたび話題に上っています。新型コロナウイルス感染症による働き方や環境の変化に伴い業務過多が生じ、結果的に長時間労働に陥ってしまうというようなケースもあります。

今後、様々な変化を踏まえ、企業としても労災が起きないような環境づくりに取り組んでいきたいところです。

障害者雇用の取組みが優良な中小企業への認定制度について

◆認定マークの愛称とデザインが決定

今年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、障害者雇用に関する優良な中小企業への認定制度（もにす認定制度）が新たに創設されました。厚生労働省は、公募によって決定した障害者雇用優良中小事業主認定マーク（愛称：もにす）のデザインを公表しました。

このロゴマークは、障害者を企業が丸く優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献をしよう！」という前向きな想いを表したキャラクターで、



「もにす」という愛称は、共に進む（ともにすすむ）という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられました。

◆認定事業主になるには？

障害者雇用に関する優良な中小企業への認定制度は、ポイント制で実施され、下記の要件を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が優良な事業主として認定されます。

- ① 障害者雇用への取組みなどの認定基準（※）に基づき、50点中20点以上であること
- ② 雇用率制度の対象障害者を法定雇用障害者数以上雇用していること
- ③ 指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を1名以上雇用していること
- ④ 障害者雇用促進法および同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないことなど

※認定基準は、厚生労働省ホームページに掲載されている「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル（事業主向け）」をご確認ください。

また、認定事業主になるための手続きや様式、必要書類は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

◆認定のメリット

厚生労働大臣から認定を受けた企業は、認定マークを商品、広告、求人票、名刺、書類などに表示することができ、障害者の雇用の促進・安定に関する取組みが優良な企業であることを採用活動や取引先等にアピールすることができます。

また、日本政策金融公庫の低利融資の対象となることや、公共調達で有利になることなども期待できます。

始めよう！
「大人のがん教育」

◆企業に求められている「がん教育」

がん発症者の3分の1は働く世代で発症していること、また今後は就労人口に占める高齢者や女性の割合の増加によりがんを発症する就労者がさらに増加すると予想されることを背景に、企業には、働く人ががんになっても雇用を継続することができるよう配慮することが求められています。その一環として、がんの予防や、発症後の治療と仕事の両立につながる取組みが重要視されるようになってきました。現在、子どもについては、小学校では2020年度、中学校では

2021年度、高校では2022年度から、がんの種類やがん検診での早期発見の重要性、治療方法といった内容の教育が始められることとなっています。問題は、このようなことが教えられてこなかった大人へのがん教育で、これを企業が健康教育として担うことが求められています。

◆「がん教育」のテーマ

大人のがん教育においては、がんに対する正しい知識を習得し、がんの予防につながる生活習慣の改善を図るとともに、早期発見・早期治療のためのがん検診受診を促進することがテーマとなります。がん教育の実施にあたっては、厚生労働省「がん対策推進企業アクション」のホームページから各種資料がダウンロードできますので、これを活用するのもよいでしょう。社内のがん経験者の話を聞くのも参考になります。

◆今、「大人のがん教育」を始める重要性

職域での「大人のがん教育」は、まさに今、始めるべきものといえます。なぜなら、コロナ禍にあって、予防・治療のための取組みが大きく遅れることが懸念されているからです。

生活習慣はがんの発症原因の1つですが、慣れない在宅勤務によって喫煙・飲酒が増える可能性があります。通勤をしないことによる運動不足が原因で肥満が進み糖尿病になれば、がんになるリスクも高まります（がん全体では2割増、すい臓がん・肝臓がんでは2倍にもなるといわれています）。また、がん検診や人間ドックを事実上行うことができないところも多いため、早期発見が遅れるなどの影響が生じることも考えられます。

このような環境の変化による現役世代のがんリスクを最小限にしていくためにも、適切な教育を行い、従業員それぞれに気をつけてもらうための取組みを始めることが大切だといえます。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…
チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185